

# 令和4年度天童市農業委員会主要施策

## 1 はじめに

本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高年齢化による離農が進むとともに、新たな農業の担い手が不足し、地域の貴重な資源である農地が適切に利用されなくなることが危惧されています。

このような中、農村の活力を維持し生産基盤である農地を耕作可能な状態で次世代へ継承するため、農業委員会の使命である「農地等の利用の最適化」を推進し、その実現に向けた取組みを全力で展開します。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化

農林水産省から「人・農地など関連施策の見直しについて」が示され、市町村は、集落の農地について「目標地図」を作成することが求められました。「目標地図」は、10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化する地図であり、その原案作成に当たっては、農業委員会が中心的役割を果たすことが期待されています。

また、農用地の有効利用及び認定農業者の経営改善計画の達成を図るため、農地流動化事業補助金を交付します。

## 3 遊休農地の発生防止・解消

農地法に基づく利用状況調査（遊休農地実態調査）及び利用意向調査を確実に実施するとともに、必要に応じて農地中間管理機構への協議を勧告します。森林の様相を呈するなど復元困難な農地については、非農地判断を適切に行います。

また、農地リニューアル支援推進事業補助金の交付による遊休農地の発生防止と、遊休農地解消対策事業補助金の交付による遊休農地の解消を効果的に組合せ、農地等の利用の最適化を図ります。

## 4 新規参入の促進

令和3年6月に30アールへ引き下げた農地の権利取得に係る下限面積の周知を図り、農業への新規参入を促進します。

また、新規就農者の経営安定を支援するため、**事業実施主体の要件を緩和し**、新規就農者農地賃借料支援事業補助金を交付します。

## 5 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

農地等の利用の最適化をより効率的かつ効果的に推進するため、農林業施策の改善について具体的な意見をまとめ、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、市長等の関係行政機関へ提出します。

## 6 農地管理

農業委員会の許可を受けずに農地を農地以外のものにする違反転用者に対し、農地法に基づく是正の勧告及び原状回復命令等の措置を厳格に講じます。

また、盛土を伴う農地改良について、土砂災害等の発生を未然に防止するため、農地改良指導要綱に基づき適正に指導します。

## 7 デジタル化の推進

全国的に会計検査院から指摘があった農地情報公開システムについて、農地台帳システムと随時連携し、データの最新化に努めます。

なお、農地情報公開システムは、令和4年4月に「農業委員会サポートシステム」へ名称が変更され、タブレット端末から農地所有者の意向等の入力やデータベース化が可能になります。本市農業委員会におけるタブレット端末の早期導入について、具体的な検討を行います。

## 8 農業者年金

農業者年金は、積み立て方式・確定拠出型の終身年金であり、また、保険料が全額社会保険料として控除されるなど、農業者にとってメリットが大きい年金制度です。さらに、令和4年1月以降、若年農業者の保険料の引き下げや、受給開始年齢の選択幅の拡大等、順次制度が拡充されます。

天童市農業者年金協会と連携して周知を図り、加入を推進します。